

対新型コロナウイルス感染症(COVID-19)予防対策

新型コロナ感染症に関する基本方針・基本原則

1) 感染予防対策の体制

- ・感染症法、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の関連法令上の義務を遵守するとともに、国・地方自治体・業界団体などを通じ、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を常時収集する
- ・感染症法、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の関連法令上の義務を遵守するとともに、労働安全衛生関係法令を踏まえ、衛生委員会や産業医等の産業保健スタッフの活用を図る

2) 健康確保

- ・従業員に対し、出勤前に体温や新型コロナウイルスへの感染を疑われる症状の有無を確認させる
- ・体調の思わしくない者には各種休暇制度の取得を奨励するまた、勤務中に体調が悪くなった従業員は、必要に応じ、直ちに帰宅させ、自宅待機とする

3) 通勤

- ・テレワーク（在宅やサテライトオフィスでの勤務）、ローテーション勤務（就労日や時間帯を複数に分けた勤務）週休3日制など、様々な勤務形態の検討を通じ、通勤頻度を減らし、公共交通機関の混雑緩和を図る
- ・自家用車など公共交通機関を使わずに通勤できる従業員には、道路事情や駐車場の整備状況を踏まえ、通勤災害の防止に留意しつつこれを承認することが考えられる

4) 勤務

- ・従業員に対し「定期的な手洗い」「マスクの着用」を促し、咳エチケットの励行を行う
- ・飛沫感染防止のため、座席配置などは広々と設置する定期的な社内換気を行う
- ・密集を避け、感染を拡大させるリスクが高い場所には近づかないようにする
- ・他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にする
- ・外勤は公共交通機関のラッシュの時間帯を避けるなど人混みに近づかないようにし面会相手や時間、経路、訪問場所などを記録に残す



手洗い



換気



咳エチケット



密集回避



密閉回避



密接回避

5) トイレ

- ・便器は通常の清掃で問題ないが、不特定多数が使用する場所は清拭消毒を行う
- ・共通のタオルは禁止し、ペーパータオルを設置するか、従業員に個人用タオルを持参してもらう

6) 設備・器具

- ・ドアノブ、電気のスイッチ、ゴミ箱、電話、共有のテーブル・椅子などの共有設備については、頻繁に洗浄・消毒を行う
※設備・器具の消毒は当該設備・器具に最適な消毒液を用いる
- ・ゴミはこまめに回収し、清掃作業を行う従業員は、マスクや手袋を着用し、作業後に手洗いを徹底する

7) 従業員に対する感染防止策への啓発等

- ・従業員に対し、感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促し「『新しい生活様式』の実践例」を周知するなどの取り組みを行う
- ・公共交通機関を利用する従業員には、マスクの着用、咳エチケットの励行、密閉空間での会話をしないことなどを徹底する

9) 事務所等における顧客との対応

- ・外部関係者の立ち入りについては、あらかじめ外部関係者が所属する企業等に、オフィス内での感染防止対策の内容を説明し、必要性を含め検討し、立ち入りを認める場合には、当該者に対して従業員に準じた感染防止対策を求める

8) 感染者が確認された場合の対応

- ・万が一感染者が発生した場合、保健所、医療機関の指示に従い感染者の行動範囲を踏まえ、感染者の勤務場所を消毒し、同勤務場所の従業員に発生から2週間を自宅待機させることを検討する
- ・感染者との接触該当者および可能性のある者は検査を行う